

こ 成 環 1 1 0 号

令和6年3月30日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局成育環境課長
（ 公 印 省 略 ）

「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
の適切な実施について」の留意事項について

今般、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和6年3月30日こ成環第109号こども家庭庁成育局長通知）が発出されたことから、留意事項について下記のとおり通知する。

貴職におかれては、下記の事項について御了知の上、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）にご周知いただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

また、本通知の適用に伴い、「「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」の留意事項について」（令和元年9月20日付け子子発0920第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）は廃止する。

記

1. 基本的事項

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、児童福祉法第6条の3第14項に基づき、児童の預かりの援助を受けたい者（以下、「依頼会員」という。）と当該援助を行いたい者（以下、「提供会員」といい、同時に依頼会員としても登録を行っている者を含む。）との連絡及び調整並びに提供会員への講習の実施等により、地域における育児の相互援助活動を推進及び多様な需要への対応を行うものである。

本事業を行う際の具体的な内容や実施方法については、子ども・子育て支援交付金の交付の対象となるための要件として、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第120号こども家庭庁成育局長通知）の別紙に定めるところである。

一方で、本事業の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わらず、預かり中のこどもの安全確保のため、提供会員の質の確保・向上を図るための取組等が適切に行われることが重要であることから、今般、下記のとおり、本事業の実施に当たり必要な基本的事項を示したものである。

なお、提供会員を確保するため、候補者に対し個別のアプローチ等を行い、その実施により会員数を一定増やした場合や、提供会員の定着促進のための取組を実施した場合のほか、地域子育て支援拠点等との連携のための取組を実施した場合には、子ども・子育て支援交付金において加算を設けていることから、当該加算を活用し、積極的な事業実施をお願いしたい。

2. 会員の登録

ファミリー・サポート・センターにおいては、会員の募集、登録その他の会員組織業務等を行うこととしているが、会員登録の際には、公的書類等により本人確認を行うとともに、本事業の趣旨や会則等について説明を行うこと。

3. 活動前の事前顔合わせ

相互援助活動の実施にあたっては、アドバイザー等の立ち会いによる依頼会員と提供会員との事前顔合わせを行うよう努め、相互援助活動の内容等について、双方が十分に理解した上で活動が実施されるようにすること。

なお、土曜日、日曜日又は祝日に、事前顔合わせ又は会員登録を行うための事業説明会を年間30回以上実施する場合、外出することが困難な家庭に対して自宅等への訪問実施をする場合には、子ども・子育て支援交付金において加算を設けていることから、当該加算の積極的な活用をお願いしたい。

4. 提供会員への講習の実施

預かり中のこどもの安全対策等のため、緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、提供会員全員に対して必ず実施することとしたところである。また、これらのフォローアップ講習についても、令和元年度以降、提供会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず実施すること。その際、重大事故に係る各自治体からの報告についてはこども家庭庁のHP「教育・保育施設等における事故情報データベース」で公表していることから、事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項等としてご活用いただきたい。

なお、講習受講機会の確保が重要であることから、提供会員が講習を受けることが困難にならないようにするため、講習はできるだけ多く実施されることが望ましく、これらの講習に係る経費については、令和元年度より、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費において助成対象とし、実施主体も都道府県・指定都市から都道府県又は市町村へ拡大したため、当該事業を活用し、積極的な事業実施をお願いしたい。

5. 個別事情への配慮

ひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）、障害児や多胎児を持つ世帯等で配慮が必要な世帯については、利用の申込みがあった際には優先的に調整を行うことや、早朝、夜間、宿泊、休日の受入など柔軟な対応を行うこと、活動前の事前顔合わせ等について自宅等への訪問実施等、個

別事情に配慮をした対応に努めること。また、新生児訪問等、個別家庭への訪問をする際に事業を案内して会員登録を受け付けるなど、柔軟な対応に努めること。

6. アドバイザーの資質向上

配慮が必要な世帯の増加や依頼内容の多様化等に伴い、アドバイザーの役割に関して重要性・専門性が増してきていることから、資質向上を図り、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資するため、アドバイザー研修の積極的な実施に努めること。研修に係る経費については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費において助成対象とし、実施主体も都道府県・指定都市から都道府県又は市町村へ拡大したため、当該事業を活用し、積極的な事業実施をお願いしたい。

7. 都道府県等への届出等

当該事業は第二種社会福祉事業であり、事業を開始したときは都道府県等へ届け出なければならない、また、都道府県等は必要と認める事項の報告を求める等ができることとなっているところ、これらの規定に留意し、必要に応じて、適切に対応すること。

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

（事業）

第六条の三

14 この法律で、子育て援助活動支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。）との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。

- 一 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。
- 二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。

○児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）（抄）

（法第 6 条の 4 第 14 項に規定する子育て援助活動支援事業）

第一条の三十二の四 法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業は、同項各号に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と同項に規定する援助希望者からなる会員組織を設立し、当該会員組織に係る業務の実施、援助を受けることを希望する者と援助希望者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行うことにより、地域における育児に係る相互援助活動の推進及び多様な需要への対応を行うもの（市町村又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

（住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の開始等）

第六十九条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第六十七条第一項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

（調査）

第七十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。